

世田谷区告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区野毛二丁目292番6の内

3 変更の区域

延長 14.42メートル

幅員 0.25メートルから0.27メートルまで

面積 3.76平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年2月20日

案内図

	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）
---	---------------------

街区	野毛二丁目26番
----	----------

